

人権コラム 心、豊かに

◆尊厳が守られる社会

9月の第3月曜日は「敬老の日」です。「国民の祝日に関する法律」には「多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う」日であると定められています。

現在、平均寿命の伸びや少子化の影響で、総人口のおよそ4人に1人が65歳以上となっており、さらに日田市ではその割合が3人に1人となっています。このような高齢社会の日本では高齢者の豊かな知識や経験を生かした社会での活躍が求められており、実際に80代、90代になっても様々な方面で活躍している人も少なくありません。一方で、高齢者に対する虐待などの人権侵害は深刻な問題の一つです。

2006（平成18）年に高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援等の促進を目的に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されました。この法律では、暴力行為や身体の拘束といった「身体的虐待」、食事や生活の世話をしなかったり、必要な医療的ケアを放置したりする「介護・世話の放棄・放任」、言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与える「心理的虐待」、本人との合意がない、あらゆる性的な行為やそれを強要する「性的虐待」、本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限したりする「経済的虐待」などの行為が高齢者虐待として定義されています。

高齢者虐待防止のためには高齢者だけでなくその世話や介護を行う養護者にも支援が必要です。多くの場合、養護者に初めから虐待をしようとする意思はなく日々の世話や介護の負担が身体的・精神的な苦痛となり追い詰められて虐待に繋がってしまいます。だからこそ、周囲の人が気に掛けることで、養護者が追い詰められてしまう前に支援を行うことができるはずです。

高齢者への人権侵害は、誰もが当事者となり得る問題です。年齢にとらわれず相手の尊厳を大切にすることが、誰もがいくつになっても活躍できる社会に繋がるのではないのでしょうか。